

平成28年第2回

石川県議会定例会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第1号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について……………	1
議案第2号	財産の処分について……………	3
議案第3号	石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例について……………	5
議案第4号	請負契約の締結について（石川県防災行政無線（衛星系）設備整備工事）……………	7
議案第5号	財産の取得について（モニタリングポスト）……………	9
議案第6号	健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について……………	11
議案第7号	損害賠償額の決定について……………	13
報告第1号	平成27年度石川県一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について……………	15
報告第2号	石川県税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について……………	21
報告第3号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	29
報告第4号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について……………	31
報告第5号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について……………	33
報告第6号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	35
報告第7号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	37
報告第8号	平成27年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	39
報告第9号	平成27年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について……………	51
報告第10号	平成27年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について……………	53
報告第11号	平成27年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について……………	55
報告第12号	平成27年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について……………	57

議案第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年六月六日提出

石川県知事 谷本正憲

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成二十七年石川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第三条関係)

機関	事務
一 知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等(次表において「小児慢性特定疾病児童等」という。)の健全育成のために行う医療費の支給のうち同法第十九条の二第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給以外のもの(次表において「医療費の支給」という。)に関する事務であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒に係る当該就学のため必要な経費の支弁のうち特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第二条第一項の規定による経費の支弁以外のものに関する事務であつて規則で定めるもの

(石川県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例(平成十四年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二 (第三条関係)

知事以外の執行機関	事務

一 教育委員会	石川県育英資金貸与条例（昭和二十五年石川県条例第三十号）第一条の規定による育英資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	石川県恩給条例による恩給の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
三 教育委員会	特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒に係る当該就学のため必要な経費の支弁のうち特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項の規定による経費の支弁以外のものに関する事務であつて規則で定めるもの
四 公安委員会	石川県恩給条例による恩給の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、法律で定める事務以外で、県が個人番号を利用する事務等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第2号

財産の処分について

県有財産を次のとおり処分する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 正 憲

- 1 財産の種類及び数量
土 地 4,068.29平方メートルの共有持分1,000,000分の120,061
建 物 1,539.10平方メートル
- 2 財産の所在
東京都千代田区麹町四丁目8番1・8番66
- 3 処分金額 844,276,000円
- 4 処分の相手方
東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号
東急建設株式会社
代表取締役社長 飯 塚 恒 生

議案第三号

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年六月六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例（平成六年石川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第八条第一号中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に改め、同条第二号中「三十六万五千元と四円八十八銭」を「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第十一条第一号中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「三十万千八百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同条第二号中「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に、「十五万七千百十五円」を「五十七万三千三十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成に係る公費負担の限度額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三号 石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 工事の名称 石川県防災無線（衛星系）設備整備工事
- 2 契約金額 2,581,200,000円
- 3 契約の相手方

日本無線・ほくつう・北陸電話工事特定建設工事共同企業体

代表者 東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号

日本無線株式会社

代表取締役取締役社長 土 田 隆 平

上記代理人 金沢市新神田四丁目7番9号

日本無線株式会社北陸支店金沢営業所

所長 横 塚 順 一

構成員 金沢市問屋町一丁目65番地

株式会社 ほくつう

代表取締役社長 嶋 田 泰 嗣

構成員 金沢市米泉町十丁目1番地153

議案第四号 請負契約の締結について（石川県防災行政無線（衛星系）設備整備工事）

北陸電話工事株式会社

代表取締役社長 森 夫 泰

議案第5号

財産の取得について

志賀原子力発電所周辺の環境放射線監視のため、次の財産を取得する。

平成28年6月6日提出

- 1 財産の種類及び数量
モニタリングポスト 45台
- 2 取得金額 180,360,000円
- 3 取得の相手方

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

株式会社 日立製作所

代表執行役執行役社長 東原敏昭

上記代理人 金沢市広岡三丁目1番1号

株式会社 日立製作所金沢支店

支店長 下川 忍

石川県知事 谷 正 憲

議案第五号 財産の取得について（モニタリングポスト）

のように改正する。

附則第二項中「附則第十四条の二」を「附則第十四条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中石川県病院事業の設置等に関する条例別表第一特別長期入院料（厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。）の項の改正規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（石川県病院事業の設置等に関する条例別表第一特別長期入院料（厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。）の項の改正規定を除く。）による改正後の同条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、一般病床が五百床以上の病院を紹介状なしで受診した場合における加算料の徴収が義務化されたこと等に伴い、県営病院の使用料の額を改定する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

報告第1号

平成27年度石川県一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第18号

平成27年度石川県一般会計補正予算（第5号）

平成27年度の石川県一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ340,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ559,379,282千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成27年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成27年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

△印 減

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1 県	税		140,973,000	1,400,534	142,373,534
		1 県民税	48,148,900	96,000	48,244,900
		2 事業税	28,030,000	41,000	28,071,000
		3 地方消費税	30,813,000	902,534	31,715,534
		4 不動産取得税	2,572,000	35,000	2,607,000
		5 県たばこ税	1,300,000	100,000	1,400,000
		6 ゴルフ場利用税	561,000	19,000	580,000
		7 自動車取得税	1,238,000	184,000	1,422,000
		8 軽油引取税	10,155,000	19,000	10,174,000
		9 自動車税	17,375,000	4,000	17,379,000
3 地方譲与税			22,014,130	99,915	22,114,045
		2 地方揮発油譲与税	2,120,000	97,670	2,217,670

	3 石油ガス譲与税	140,000 △	6,305	133,695
	4 航空機燃料譲与税	5,000	8,550	13,550
5 地方交付税		125,752,242	1,295,498	127,047,740
	1 地方交付税	125,752,242	1,295,498	127,047,740
6 交通安全対策特別交付金		310,000	40,294	350,294
	1 交通安全対策特別交付金	310,000	40,294	350,294
11 寄附金		30,190	341,623	371,813
	1 寄附金	30,190	341,623	371,813
12 繰入金		13,556,858 △	2,441,688	11,115,170
	2 基金繰入金	13,556,858 △	2,441,688	11,115,170
14 諸収入		52,845,470 △	396,176	52,449,294
	1 延滞金、加算金及び過料等	52,845,470 △	396,176	52,449,294
	5 収益事業収入	266,242 △	50,902	215,340
	6 雑収入	3,800,000 △	392,221	3,407,779
15 県債		8,855,379	46,947	8,902,326
		81,662,000	—	81,662,000

報告第一号 平成二十七年石川県一般会計補正予算(第五号)の専決処分の報告について

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県債	81,662,000	—	81,662,000
歳入	合計	559,039,282	340,000	559,379,282

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		84,266,471	340,000	84,606,471
	1 総務管理費	17,181,843	340,000	17,521,843
歳出	合計	559,039,282	340,000	559,379,282

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
自然環境費	869,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で借りた後、見直した後の利率)	833,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還ができる。
農地防災事業費	173,000					
造林費	116,000					
漁港建設費	226,000					
道路建設費	9,130,000					
道路整備費	3,950,000					
河川改良費	2,790,000					
砂防地すべり対策費	1,694,000					
海岸保全費	242,000					
港湾管理費	665,000					
港湾改良費	321,000					
街路事業費	575,000					
都市計画整備費	60,000					

報告第一号 平成二十七年石川県一般会計補正予算(第五号)の専決処分の報告について

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	限度額 千円	起債の方法	利率
公園整備費	666,000			646,000		
全日制高等学校管理費	50,000			48,000		
高等学校整備費	1,851,000			1,849,000		
交通対策費	3,231,000			3,230,000		
行政経営費	277,000			127,000		
計	81,662,000			81,662,000		

報告第2号

石川県税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第十七号

石川県税条例等の一部を改正する条例について

石川県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年三月三十一日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例等の一部を改正する条例

（石川県税条例の一部改正）

第一条 石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の一・六」を「百分の〇・三」に、「百分の二・三」を「百分の〇・五」に、「百分の三・一」を「百分の〇・七」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の三・一」を「百分の〇・七」に改める。

第百三十五条第五項中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

附則第十二条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の二第二項第二号ニを同号ホとし、同号ハ(1)中「附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)」を「附則第十二条の二の二第二項第五号ニ(1)」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十八年轻油重量車基準（法附則第十二条の二の二第二項第五号ハ(1)に規定する平成二十八年轻油重量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十八年轻油重量車基準に適合すること。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第三項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十三条第一項中「。次項において同じ」を削り、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第二項とする。

附則第十四条第一項及び第二項を削り、同条第三項第二号中「平成二十一年天然ガス車基準」の下に「(法附則第十二条の二第三項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同項第三号中「プラグインハイブリッド車」の下に「(法附則第十二条の二第三項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。)」を加え、同項第四号中「が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「(法附則第十二条の二第三項第四号に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)」が平成二十七年基準エネルギー消費効率(同号に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)」に、「附則第十二条の二第六項第四号」を「附則第十二条の二第三項第四号」に改め、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」の下に「(同号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第一項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第百三十五条第一項第一号イ	七千五百円	四千元
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千元
	一万三千八百円	七千元
	一万五千七百元	八千元
	一万七千九百元	九千元
	二万五万円	一万五万円
	二万三千六百元	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七万円	二万五万円

第百三十五条第一項第一号ロ	一万九千五百円	一万五千円
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	一万円
	四万五千円	一万二千五百円
	五万千円	一万五千五百円
	五万八千円	一万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千円
	十一万千円	五万五千五百円
第百三十五条第一項第二号イ	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千円	六千円
	一万五千円	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	一万二千円	一万千円
	一万五千五百円	一万三千円
	一万九千五百円	一万五千円
	四千七百円	一千四百円
第百三十五条第一項第二号ロ	八千円	四千円
	一万千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	一万五五百円	一万五五百円
	一万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五五百円	一万五五百円
	六千三百円	三千二百円
第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)	一万二百円	五千五百円
	一万六五百円	一万五五百円
第百三十五条第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円

	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	一万円	一万円
	一万二千五百円	一万千五百円
	一万五千五百円	一万三千円
	一万九千円	一万四千五百円
	第百三十五条第一項第三号イ(2)	一万六千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	一万二千元
	五万五千五百円	一万五千五百円
	五万七千円	一万八千五百円
	六万四千円	二万二千元
	第百三十五条第一項第三号ロ	三万三千元
	四万千円	一万五千円
	四万九千円	一万四千五百円
	五万七千円	一万八千五百円
	六万五千五百円	二万三千元
	七万四千円	二万七千元
	八万三千元	四万五千五百円
	第百三十五条第一項第四号	四千五百円
	六千円	三千円
	第百三十五条第一項第五号イ	一万七千六百円
	一万三千六百円	一万二千元
	一万三千六百円	一万二千元
	一万七千六百円	一万四千元
	三万千六百円	一万六千元
	三万六千円	一万八千元
	四万八千五百円	一万五千円
	四万六千四百円	一万三千五百円
	五万三千二百円	一万七千元
	六万二千二百円	二万千元
	七万四千五百円	二万五千五百円

第百三十五条第一項第五号ホ(1)	八万八千八百円	四万四千五百円
	九千円	四千五百円
第百三十五条第一項第五号ホ(2)	一万八千五百円	九千五百円
	一万五千五百円	六千円
第百三十五条第二項第二号	一万五千五百円	一万三千円
	三千七百円	千八百円
	四千七百円	一千三百円
第百三十五条第二項第二号	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	一千六百円
	六千三百円	三千二百円
第百三十五条第三項	八千円	四千円
	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	一万円	一万円
	一万二千五百円	一万千五百円
	一万五千五百円	一万三千円
一万九千円	一万四千五百円	

附則第十四条第四項を同条第二項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項及び第二項（これらの規定を前項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第三項及び第四項」を「前三項」に、「から第四項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第三項とする。

（石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 石川県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年石川県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中石川県税条例第五十八条の改正規定を削る。

附則第一項第一号中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項第三号中「第五十八条の改正規定及び同条例」を削り、「並びに附則第五項及び第七項から第十九項」を「及び附則第六項から第十八項」に改める。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

附則第八項中「二十八年新条例」を「附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の石川県税条例（以下「二十八年新条例」という。）」に改め、同項を附則第七項とする。

附則中第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

附則第十一項中「同項第二号に掲げる県たばこ税額」を「地方税法等の一部を改正する法律附

則第十二条第四項第二号に掲げる道府県たばこ税額」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項中「附則第九項」を「附則第八項」に改め、同項の表第八十六条の三第一項の項中「附則第十項の」を「附則第九項の」に、「附則第十項及び第十一項」を「附則第九項及び第十項」に改め、同表第八十六条の三第二項の項中「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「附則第九項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項を附則第十三項とする。

附則第十五項中「附則第十項から第十三項」を「附則第九項から第十二項」に改め、同項の表附則第十項の項中「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十四項」を「附則第十三項」に改め、同表附則第十一項の項中「附則第十一項」を「附則第十項」に改め、同表附則第十二項の表以外の部分の項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に、「附則第九項」を「附則第八項」に、「附則第十四項」を「附則第十三項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同表附則第十二項の表の項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十五項」を「附則第十四項」に改め、同表附則第十三項の項中「附則第十三項」を「附則第十二項」に、「附則第九項」を「附則第八項」に、「附則第十四項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十六項を附則第十五項とする。

附則第十七項中「附則第十項から第十三項」を「附則第九項から第十二項」に改め、同項の表附則第十項の項中「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十六項」を「附則第十五項」に改め、同表附則第十一項の項中「附則第十一項」を「附則第十項」に改め、同表附則第十二項の表以外の部分の項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に、「附則第九項」を「附則第八項」に、「附則第十六項」を「附則第十五項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同表附則第十二項の表の項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十七項」を「附則第十六項」に改め、同表附則第十三項の項中「附則第十三項」を「附則第十二項」に、「附則第九項」を「附則第八項」に、「附則第十六項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十八項を附則第十七項とする。

附則第十九項中「附則第十項から第十三項」を「附則第九項から第十二項」に改め、同項の表附則第十項の項中「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十八項」を「附則第十七項」に改め、同表附則第十一項の項中「附則第十一項」を「附則第十項」に改め、同表附則第十二項の表以外の部分の項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に、「附則第九項」を「附則第八項」に、「附則第十八項」を「附則第十七項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同表附則第十二項の表の項中「附則第十二項」を「附則第十一項」に、「附則第十項」を「附則第九項」に、「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同表附則第十三項の項中「附則第十三項」を

「附則第十二項」に、「附則第九項」を「附則第八項」に、「附則第十八項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則中第二十項を第十九項とし、第二十一項から第二十三項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の石川県税条例（以下「新条例」という。）第五十八条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第十二条及び第十二条の二の二の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例附則第十三条及び第十四条の規定は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

報告第3号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第2号

損害賠償額の決定について

平成27年11月26日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成28年5月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 相手方 | ■■■■■ |
| 2 | 賠償額 | 278,678円 |
| 3 | 賠償責任発生の事実 | |

平成27年11月26日午後5時30分頃、加賀市松山町イ71番地先交差点において、小松県税事務所主事山本教正の運転する軽自動車が■■■■■の運転する普通乗用自動車に追突し、同車に損害を与えたもの

報告第4号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第16号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

平成27年第1回石川県議会定例会において議決された議決第52号「請負契約の締結について」（いしかわ動物園トキふれあいセンター（仮称）建設工事（建築）のうち、その一部を次のように変更する。

平成28年3月22日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

契約金額「727,488,000円」を「734,940,000円」に改める。

報告第四号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（いしかわ動物園トキふれあいセンター（仮称）建設工事（建築））

報告第5号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第4号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

平成28年第1回石川県議会定例会において議決された議決第55号「請負契約の締結について」（金沢港湾機能施設整備（荷役機械）工事（本体工）のうち、その一部を次のように変更する。

平成28年5月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

契約金額「919,080,000円」を「920,916,000円」に改める。

報告第五号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（金沢港港湾機能施設整備（荷役機械）工事（本体工））

報告第6号

損害賠償額決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第1号

損害賠償額の決定について

平成27年10月28日発生による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成28年5月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 [redacted]
- 2 賠償額 1,833,830円
- 3 賠償責任発生の事実 [redacted]

平成27年10月28日午後4時40分頃、珠洲市上戸町寺社は部13番地先交差点において、珠洲警察署巡查長武部啓介の運転する普通乗用自動車[redacted]の運転する軽自動車に追突し、同車に損害を与え、同車に追突されたとともに、同車に追突された同車[redacted]の

運転する[]所有の小型乗用自動車と衝突し、同車に損害を与え、同車に対し4日間の通院加療を要する被害を与え、さらに衝突された同車が珠洲市管理の道路反射鏡に衝突し、損害を与えたもの

報告第7号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第3号

損害賠償額の決定について

平成28年2月9日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成28年5月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- | | | |
|---|-----------|---------|
| 1 | 相手方 | ■■■■■ |
| 2 | 賠償額 | 52,454円 |
| 3 | 賠償責任発生の事実 | |

平成28年2月9日午前10時24分頃、輪島市三井町三洲穂ろ1番地12先路上において、珠洲警察署巡查部長佐土原翔也の運転する小型貨物自動車がある
■■■■■の運転する軽自動車と衝突し、同車に損害を与えたもの

報告第8号

平成27年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成27年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成27年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左 の 財 源			内 財 源 訳	
						未 収 入 金	特 定 地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
										国 支 出 金
2 総務費	1 総務管理費		933,654,000	931,853,080		639,114,040	127,000,000	1,700,000	1,700,000	164,039,040
			411,825,000	410,025,000		127,700,000	127,000,000	1,700,000	1,700,000	153,625,000
		石川県公立大学 法人運営費	1,700,000	1,700,000				1,700,000	1,700,000	
		自治体情報 セキュリティ 強化事業費	405,400,000	405,400,000		127,700,000	127,000,000			150,700,000
		財産整備費	4,725,000	2,925,000						
5 防災救助費			521,829,000	521,828,080		511,414,040				10,414,040
			20,829,000	20,828,080		10,414,040				10,414,040

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既 特 定 財 源	未 収 入				財 源
						国 支 出 金	地 方 債	特 定 財 源		
3 企画文化費	1 企画振興費	原子力防災対策費	501,000,000	501,000,000	501,000,000					
			2,696,230,000	1,574,494,917	149,875,000	1,154,000,000	91,893,791	178,726,126		
			2,681,642,000	1,574,494,917	149,875,000	1,154,000,000	91,893,791	178,726,126		
		いしかわ創生総合 戦略推進事業費	4,000,000	4,000,000			4,000,000			
		人材確保・移住定住 総合対策費	20,000,000	20,000,000				20,000,000		
		情報・通信基盤 整備費	179,848,000	179,848,000	149,875,000			29,973,000		
		小松空港活性化 促進費	20,000,000	20,000,000			20,000,000			
		のと里山空港活性化 推進活動費	20,000,000	20,000,000			20,000,000			
		北陸新幹線建設費	2,437,794,000	1,330,646,917		1,154,000,000	47,893,791	128,753,126		
			14,588,000							
4 健康福祉費	2 県民文化費	簡易グラウンド 整備費	14,588,000							
			1,053,108,000	1,052,265,000	720,327,000	221,289,000		110,649,000		
	1 高齢者 福祉費		631,202,000	631,202,000	631,202,000					
		介護サービス 基盤整備事業費	631,202,000	631,202,000	631,202,000					

5 環境費	2 子育て福祉費	保育環境整備事業費	89,125,000	89,125,000	89,125,000	89,125,000							
		3 障害福祉費	332,781,000	331,938,000	221,289,000	221,289,000	110,649,000						
		障害者支援施設等整備費	332,781,000	331,938,000	221,289,000	221,289,000	110,649,000						
5 環境費	1 環境費		738,956,000	466,259,920	194,182,920	204,000,000	68,077,000						
		再生可能エネルギー等導入推進事業費	267,484,000	194,182,920	194,182,920								
		トキ公開展示準備費	471,472,000	272,077,000	204,000,000	68,077,000							
6 商工労働費	1 商工費		592,600,000	592,600,000			440,376,000	152,224,000					
			592,600,000	592,600,000			440,376,000	152,224,000					
		ものづくり振興対策	1,500,000	1,500,000			1,500,000						
		繊維振興対策費	18,000,000	18,000,000			18,000,000						
		情報化推進対策費	3,500,000	3,500,000			3,500,000						
		食品産業等振興対策	1,000,000	1,000,000			1,000,000						
		162,200,000	162,200,000			162,200,000							

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既 特 定 財 源	未 収 入				其 他
						国 支 出 金	地 方 債	定 額		
		企業誘致推進 対策等費	4,000,000	4,000,000				4,000,000		
		伝統産業振興対策費	17,200,000	17,200,000				17,200,000		
		アンテナショップ 運営事業費	9,200,000	9,200,000				9,200,000		
		海外戦略強化事業費	19,000,000	19,000,000				19,000,000		
		港湾振興対策費	37,600,000	37,600,000				37,600,000		
		産学・産業間連携 強化事業費	11,000,000	11,000,000				11,000,000		
		ニッチトップ企業等 育成事業費	23,250,000	23,250,000				23,250,000		
		人材確保・移住定住 総合対策費	257,100,000	257,100,000				104,876,000	152,224,000	
		基幹技術分野研究 開発事業費	1,100,000	1,100,000				1,100,000		
		新産業技術分野研究 開発事業費	4,950,000	4,950,000				4,950,000		
		ものづくり支援機能 強化事業費	22,000,000	22,000,000				22,000,000		
7 観光費			95,100,000	95,100,000				85,100,000	10,000,000	
	1 観光戦略 推進		95,100,000	95,100,000				85,100,000	10,000,000	
		観光振興諸費	11,276,000	11,276,000				11,276,000		

8 農 水 産 業 費	林 業 費	観光企画推進費	24,424,000	24,424,000			24,424,000		
		観光イベント推進費	15,000,000	15,000,000			15,000,000		
		誘客戦略推進費	38,800,000	38,800,000			28,800,000	10,000,000	
		海外誘客企画費	1,500,000	1,500,000			1,500,000		
		海外誘客情報発信費	4,100,000	4,100,000			4,100,000		
			5,803,019,000	5,552,766,189	218,235,559	2,729,705,841	1,162,000,000	335,655,420	1,107,169,369
		1 農 業 費		451,037,000	445,410,000		312,110,000	131,300,000	2,000,000
				37,000,000	37,000,000			37,000,000	
				317,737,000	312,110,000		312,110,000		
				51,000,000	51,000,000			51,000,000	
3 農 地 費		14,500,000	14,500,000			14,500,000			
		7,000,000	7,000,000			5,000,000	2,000,000		
		23,800,000	23,800,000			23,800,000			
		3,358,857,000	3,356,853,487	5,649,160	1,281,242,841	952,000,000	177,036,220	940,925,266	
		1,981,210,000	1,981,208,880		544,831,975	544,000,000		892,376,905	

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の収入源				一般財源	
					既 定 財 源	未 収 入				内 財 源
						国 支 出 金	地 方 債	特 定 財 源		
		広域農団地 農道整備事業費	982,000,000	980,000,000	494,700,000	305,000,000	145,500,000	34,800,000		
		棚田保全整備事業費	153,000	153,000	112,200			40,800		
		基幹水利施設予防 保全対策事業費	25,587,000	25,586,280	14,072,300	6,000,000		396,780		
		国営造成揚水施設等 管理事業費	8,866,000	8,866,000	3,333,616			5,000,424		
		ふるさと農業 整備事業費	46,600,000	46,599,957		37,000,000	4,659,900	4,940,057		
		地籍調査費	6,525,000	6,525,000	4,350,000			2,175,000		
		再生可能エネルギー 導入促進費	117,413,000	117,411,650	117,411,650					
		ものづくり産業との 連携による農業 活性化推進事業費	1,500,000	1,500,000			1,500,000			
		老朽たぬ池 整備事業費	78,603,000	78,602,720	43,231,100	22,000,000	12,576,320	795,300		
		用排水施設 整備事業費	80,000,000	80,000,000	44,000,000	23,000,000	12,800,000	200,000		
		地すべり対策事業費	30,400,000	30,400,000	15,200,000	15,000,000		200,000		
	4 林業費		1,813,559,000	1,614,003,702	204,881,599	169,000,000	24,519,200	159,332,903		
		造林事業費	534,824,000	432,285,380	254,603,000	42,000,000		135,682,380		
		いしかわ森林 環境基金事業費	359,764,000	269,049,599	90,898,000					

	森林整備・林業活性化事業費	548,730,000	548,730,000	26,730,000	522,000,000				
	林道開設事業費	42,083,000	42,083,000		29,888,000				12,195,000
	県営林道開設事業費	153,128,000	151,728,000		76,565,000	47,000,000	22,519,200		5,643,800
	白川白川郷 ホワイトロード 活用促進事業費	2,000,000	2,000,000				2,000,000		
	山地治山事業費	112,085,000	111,684,045		51,542,000	57,000,000			3,142,045
	水源地域整備事業費	11,175,000	11,174,078		5,587,000	5,000,000			587,078
	地すべり防止事業費	34,456,000	29,956,000		14,978,000	13,000,000			1,978,000
	災害関連緊急 治山事業費	15,314,000	15,313,600		10,209,000	5,000,000			104,600
5	水産業費	179,566,000	136,499,000	7,704,800	80,083,000	41,000,000	2,800,000		4,911,200
	いしかわの里山里海 利用・保全事業費	2,800,000	2,800,000				2,800,000		
	漁港修築費	21,000,000	21,000,000		14,000,000	7,000,000			
	漁港改修費	77,410,000	51,818,000	7,331,800	25,409,000	17,000,000			2,077,200
	漁港局部改良費	17,380,000	4,730,000	373,000	1,865,000	1,000,000			1,492,000
	漁港機能保全費	42,720,000	41,836,000		24,494,000	16,000,000			1,342,000
	市町漁港整備 事業助成費	18,256,000	14,315,000		14,315,000				

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 特定財源				その他
						国支出金	地方債	地方債		
9 土木費	2 道路 橋りょう費		22,515,940,000	18,805,481,301	224,455,914	4,379,605,371	7,674,000,000	2,056,854,647	4,470,565,369	
			14,058,772,000	11,949,419,668	51,248,644	2,544,174,944	4,750,000,000	1,885,585,178	2,718,410,902	
		国道改築費	1,851,000,000	1,707,554,000		435,241,270	786,000,000		486,312,730	
		地方道改築費	6,226,429,000	5,191,000,000		1,357,010,649	2,295,000,000		1,538,989,351	
		橋りょう補修費	191,000,000	174,569,252		78,154,806	86,000,000		10,414,446	
		道路災害防除費	1,513,722,000	1,450,320,819		405,105,834	633,000,000		412,214,985	
		交通安全施設費	210,200,000	157,483,929		86,593,920	64,000,000		6,890,009	
		雪寒地域道路事業費	135,800,000	131,677,840		37,379,813	54,000,000		40,298,027	
		道路施設長寿命化 対策事業費	656,650,000	563,457,556		144,688,652	239,000,000		179,768,904	
		いしかわ広域交流 幹線道路事業費	646,000,000	411,000,000	29,508,440		367,000,000	9,273,000	5,218,560	
		観光石川周遊回廊 整備事業費	27,000,000	14,000,000	1,304,621		12,000,000		695,379	
		安全・安心道路 整備事業費	43,000,000	29,000,000	2,655,799		24,000,000		2,344,201	
		県単道路改良費	304,300,000	234,400,000	17,456,144		171,000,000	14,940,800	31,003,056	
		県水送水管耐震化 事業費	2,149,000,000	1,830,800,477					1,830,800,477	

	道路受託事業費	30,571,000	30,570,901				30,570,901		
	県単道路特別整備費	5,000,000	4,519,100	323,640			3,000,000		1,195,460
	道路環境改善整備事業費	54,500,000	12,024,120				10,000,000		2,024,120
	県単交通安全施設費	7,100,000	7,041,674				6,000,000		1,041,674
	災害に強い道路整備事業費	7,500,000							
3	河川海岸費	5,673,332,000	4,586,895,356	3,954,560	1,192,330,977	2,269,000,000	76,586,269	1,045,023,550	
	広域河川改修費	2,927,980,000	2,358,087,969		582,795,223	1,112,000,000		663,292,746	
	河川環境整備費	9,000,000	7,203,480		3,601,740	3,000,000		601,740	
	情報基盤緊急整備事業費	45,000,000	44,203,960		22,101,980	20,000,000		2,101,980	
	都市基盤河川改修費	95,000,000	64,221,000			58,000,000		6,221,000	
	河川改良受託事業費	33,000,000	14,400,000				14,400,000		
	堰堤改良費	136,000,000	100,698,365		27,027,534	36,000,000	32,868,183	4,802,648	
	緊急県単河川防災費	254,000,000	239,000,000			239,000,000			
	通常砂防事業費	1,352,520,000	1,162,464,880		291,069,860	529,000,000		342,395,020	
	地すべり対策事業費	166,355,000	112,037,440		55,855,220	54,000,000		2,182,220	

款	項	事業名	繰越明許費 議決額 ^円	翌年度 繰越額 ^円	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源 ^円	未収入 国支出金 ^円	収入			その他 ^円
							特定	地方債		
		急傾斜地崩壊 対策事業	491,387,000	369,318,084	3,954,560	166,547,720	151,000,000	29,318,086	18,497,718	
		県単 土石業 対策	35,090,000	27,944,778			27,000,000		944,778	
		海岸侵食対策費	128,000,000	87,315,400		43,331,700	40,000,000		3,983,700	
	4 港湾費		455,612,000	407,353,930	3,607,650	75,047,200	219,000,000	60,144,667	49,554,413	
		金沢港埋立 地費	42,818,000	20,813,000			13,000,000		7,813,000	
		七尾港埋立 地費	108,864,000	108,864,000			83,000,000		25,864,000	
		金沢港大水深 岸壁促進費	56,150,000	50,480,000		15,144,000	21,000,000	11,778,667	2,557,333	
		港湾改修費	11,565,000	7,698,000	1,154,700	3,079,200	3,000,000		464,100	
		港湾補修費	30,498,000	22,893,000	2,452,950	7,631,000	10,000,000	981,000	1,828,050	
		港湾環境整備費	200,502,000	192,989,930		47,385,000	88,000,000	47,385,000	10,219,930	
		港湾海岸高潮 対策費	5,215,000	3,616,000		1,808,000	1,000,000		808,000	
	5 都市計画費		2,327,534,000	1,861,122,347	165,645,060	568,052,250	436,000,000	34,538,533	656,886,504	
		土地区画整理 事業費	259,080,000	257,446,000		76,820,000			180,626,000	
		街路事業費	1,417,165,000	1,069,282,306	83,870,130	310,888,650	204,000,000	30,622,106	439,901,420	

	県単街路事業費	24,275,000	19,238,348	644,410		12,000,000	3,916,427	2,677,511
	能登歴史公園整備費	116,000,000	95,922,940		47,461,470	44,000,000		4,461,470
	白山ろくテームパーク整備費	32,000,000	18,722,560		8,861,280	9,000,000		861,280
	金沢城公園整備費	127,000,000	106,481,427		24,794,180	63,000,000		18,687,247
	公園施設安全安心対策費	225,400,000	198,453,340		99,226,670	94,000,000		5,226,670
	県単公園事業費	126,614,000	95,575,426	81,130,520		10,000,000		4,444,906
	6 建築住宅費	690,000	690,000					690,000
	市街地再開発事業費	690,000	690,000					690,000
11 教育費		83,925,000	53,801,200				53,801,200	
	5 社会教育費	74,925,000	53,801,200				53,801,200	
	埋蔵文化財保存事業費	74,925,000	53,801,200				53,801,200	
	6 保健体育費	9,000,000						
	体育施設整備費	9,000,000						
12 災害復旧費		2,117,000,000	2,018,850,760		1,338,330,000	680,000,000		520,760
	2 土木施設災害復旧費	2,117,000,000	2,018,850,760		1,338,330,000	680,000,000		520,760

報告第八号 平成二十七年石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源内訳				一 般 財 源	
						未 収 入 金	特 定 財 源 其 他	財 源			財 源
								国 支 出 金	地 方 債		
		27年発生土木施設 災害復旧費	2,117,000,000	2,018,850,760		1,338,330,000	680,000,000			520,760	
合		計	36,629,532,000	31,143,472,367	1,357,201,393	9,457,919,252	11,001,000,000	3,065,381,058	6,261,970,664		

報告第9号

平成27年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、平成27年度石川県一般会計歳出予算の事故繰越しについて、次のとおり報告する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成27年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担		左の内訳		支出負担 行予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			明 説
			行 為 額	未 済 額	支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
8 農 水 産 業 費	1 農 業 費	鳥獣害防 止 対策事業費	725,734,000	450,075,000	275,659,000	275,659,000	36,602,250	214,805,725	24,251,025			
			44,696,000	13,052,000	31,644,000	31,644,000	16,138,000	15,506,000				
	3 農 地 費			681,038,000	437,023,000	244,015,000	244,015,000	36,602,250	198,667,725	8,745,025		関係機関との調整により工事の施工に不測の日数を要したため
		広域営農団地 農道整備事業費	681,038,000	437,023,000	244,015,000	244,015,000	36,602,250	198,667,725	8,745,025			斜面崩壊が発生し、工事の施工に不測の日数を要したため
合 計			725,734,000	450,075,000	275,659,000	275,659,000	36,602,250	214,805,725	24,251,025			

報告第10号

平成27年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成27年度石川県流域下水道特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成27年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 財 源	左 の 財 源 内 訳			一般会計 から繰入	
						未 収 入 財 源	財 定 源			
							国 支 出 金	地 方 債		そ の 他
1 流域下水道 事業費	1 建設費		423,995,000	423,991,516		264,385,636	80,000,000	79,605,880		
		梯 建	川 処 理 区 費	35,289,000	35,287,920		17,525,280	9,000,000	8,762,640	
		大 聖 寺 川 建	川 処 理 区 費	77,594,000	77,593,000		51,674,400	13,000,000	12,918,600	
		犀 建	川 処 理 区 費	311,112,000	311,110,596		195,185,956	58,000,000	57,924,640	
合		計	423,995,000	423,991,516		264,385,636	80,000,000	79,605,880		

報告第11号

平成27年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成27年度石川県港湾整備特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成27年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の収入源			内訳		一般会計 から繰入
					既 特定 収入源	未 国支出金	収入 地方債	財 定	源 その他	
1 港湾 整備 費	2 整備 費		760,000,000	635,000,000			635,000,000			
		整備 費	760,000,000	635,000,000			635,000,000			
合 計			760,000,000	635,000,000			635,000,000			

報告第12号

平成27年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成27年度石川県水道用水供給事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成28年6月6日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成27年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要する購入限度額	明 説
						企業債	損留保勘定資金			
1	建設改良費	送水施設建設改良事業費	9,567,874,000	7,737,071,947	1,830,800,477	1,830,000,000	800,477	1,576		
			5,001,385,000	3,170,583,819	1,830,800,477	1,830,000,000	800,477	704		
			4,040,000,000	2,209,199,523	1,830,800,477	1,830,000,000	800,477			関係機関との調整に不測の日数を要したため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳 円		不 用 額 円	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたなな即資産の 購入限度額 円	説 明
						損益勘定 留保資金	繰越額			
1 水道用水供給 事業費用			5,651,433,000	5,569,919,337	35,542,000	35,542,000	35,542,000	45,971,663		
	1 営業費用		5,425,699,000	5,360,000,539	35,542,000	35,542,000	35,542,000	30,156,461		
		原水費、浄水費 及び送水費	5,230,685,000	5,170,089,940	35,542,000	35,542,000	35,542,000	25,053,060		関係機関との調整に不測の日数を要 したため